

氏名(本籍)	はせべ まさ し 長谷部 将 司 (埼玉県)
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	博 甲 第 3518 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	日本古代地方出身氏族の研究

主 査	筑波大学教授	博士(文学)	根 本 誠 二
副 査	筑波大学教授	博士(文学)	山 本 隆 志
副 査	筑波大学教授	文学博士	川 西 宏 幸
副 査	筑波大学教授		芳 賀 紀 雄

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、日本古代においてこれまで単に地方氏族として中央政界で地歩を築き、律令貴族へと変貌し忠臣の代表とされてきた和氣清麻呂を主な事例として、天皇との直接的関係を構築することで律令貴族層の権威が形成されるという律令体制の構造的な特質を解明した作品である。全体は、序章、本論 4 章 11 節、終章からなる。

序章では、先行研究の問題点を指摘し、本論文の基本的な視点を提示している。律令体制下での官人(律令貴族層を主体とする)には、七世紀以前の氏や姓を保持していた氏族より登用する構図が採用され高位高官を独占したとする見解が主流であった。これに対して、地方氏族層のうちにあつて王権(天皇ないしは中央の権力)と結びつくことで自らの勢力を伸ばし、律令貴族層と同様の地位を獲得した集団ないしは階層として地方出身氏族という第三の概念を措定して、律令貴族層と地方氏族層の両者に共通する王権とのこれまで等閑視されてきた関係を考察するという新たな視点を提示している。こうした視点に基づき、『日本書紀』をはじめとする官撰史書にみる氏族秩序や氏族の系譜、さらには祖先伝承が集約的に投影されている薨卒伝に着目する必然性とその史料的な有用性を述べている。

第一章「律令体制と氏族秩序」では、氏族系譜の主要要素である祖先伝承・王権への奉仕伝承を契機として、八世紀初頭の律令貴族層として奈良貴族という地位を確定させた『古事記』・『日本書紀』の祖先伝承が、奈良貴族とは系譜的に断絶した平安貴族という地位を創出する契機となった『続日本紀』にみる祖先伝承へと変容した過程を考察している。律令体制下の氏族は、『古事記』・『日本書紀』に所載の祖先伝承の差異により身分が秩序づけられ、氏族の地位の相承の様子を記した「本系」が朝廷へ提出されるとともに、高位の官人の伝記を意味する「家伝」の提出が義務づけられていた。だが、天平勝宝年間を境にして「本系」が消滅し、「家伝」に一本化されたことにより、いわゆる『記・紀』的秩序に組み入れられていなかった地方氏族の中央への進出を促す事となった。その結果、彼らの存在を視野に入れた新たな氏族秩序を形成するために、次なる官撰史書として『続日本紀』が編纂されることとなったのである。律令貴族層・地方氏族層は、家伝に基づく薨卒伝により祖先伝承の継承の認知を求めることとなったが、薨卒伝を所載できなかった地方氏族層は新たな氏姓の授与を願う上聞文書によって自らの祖先伝承の認知を求め、律令貴族層と同様の祖先伝承を獲得

し、地方出身氏族へと変貌していったと指摘している。

第二章「地方出身氏族の台頭」では、吉備地方の地方氏族であった磐梨別公氏が、八世紀後半に、地方出身氏族の典型的な事例である和気朝臣氏へと変貌する過程を考察している。即ち、磐梨別公氏は備前国の東部地域で王権との関係によって勢力を拡大し、数代に及んで郡司へ任用されてきた地方氏族であった。しかし、和気氏は天武朝における八色の姓では八世紀の律令貴族層の地位に相当する姓を授与されることもなく、『古事記』に磐梨別公氏の祖の名だけが記載されていた地方氏族でしかなかった。こうした和気氏の変貌を解析する基本史料として、『日本後紀』にみえる和気清麻呂の薨伝をあげている。即ち、清麻呂は、郡司の子弟として出身した後、姉の広虫を通じて得た称徳天皇の恩寵によって中央の官人に登用された。こうした天皇との関係によって、地方氏族としての地位しか認知されない旧姓を律令貴族としての地位の認知を得られる新たな姓に改めていった典型を和気清麻呂にみることができるとしている。奈良時代後半には、和気氏以外にも多くの地方氏族が登用され地方出身氏族として中央政界における地位を得た。こうした傾向は、実例こそ減少するが光仁朝に至っても同様であったと指摘している。

第三章「地方出身氏族と国造制」では、地方出身氏族に固有の特質の一つとして、地方氏族としての伝統的な地位の表象である律令体制下の国造との関係に着目している。即ち、律令制定期には地方氏族が任命された国造には、奈良時代中期から、中央での地位を確保した地方出身氏族が任命された。また、平安時代初期には地方政策の一環として、再度、地方氏族が国造に任命されることとなった。だが、清麻呂のみは例外であった。そして、国造としての清麻呂像は、和気氏が、上聞文書を中央に提出して自らの国造として王権に如何に奉仕してきたかを述べ、自らの祖先伝承を形成する上で必要としていたからであるとする。一方、こうした経過を経て『続日本紀』に所載された清麻呂像には、律令官人のあるべき姿を周知させようとの桓武天皇の意図の存在も読み取るべきであるとしている。

第四章「地方出身氏族の貴族化」では、王権による氏族政策の転換をもたらしたのが宇佐八幡神託事件であるとの認識のもとに、事件に関与した清麻呂の行動の解析をもって、和気朝臣氏が律令貴族層に準ずる地方出身氏族として認知されていく過程を明らかにしている。いわゆる神託事件は、その経過についての記載内容は豊富であるが、多くの脚色があるとしている。その脚色は『続日本紀』・『日本後紀』へと次第に加えられ、主体的に行動した「忠臣」として清麻呂の人物像も次第に明確になっていった。さらに、清麻呂の息子である広世・真綱も自らの地位の継承のためには清麻呂をもってする祖先伝承の重要性を認識していた。文章道に秀でた真綱は、上表を通じて積極的に清麻呂を「忠臣」として、さらには自らが和気清麻呂の地位と権威を継承する存在であることの認知を王権に求めていった。そのために真綱は、和気氏の「家伝」を作成した。そして、これがもととなって『日本後紀』に和気清麻呂薨伝が所載され、清麻呂を始祖とした「功臣の家」としての和気朝臣氏の祖先伝承が完成されたのであった。いわゆる「清麻呂薨伝」が王権と地方氏族層との両者の意図の結節点として成立し、長文かつ複雑な構造となっているという、その特異性を初めて整合的に説明して歴史資料としての有用性を喚起している。

終章では、本論文の総括を行い、今後の展望を提示している。まず、地方氏族の中央への進出は彼らを引き上げる王権の拡大と同一線上で捉えられるべきであるとしている。すなわち、地方氏族の進出の過程で彼らの姓や祖先伝承は、律令貴族層のそれらと同様に天皇に直結するものとなり、さらに律令貴族層内で共有されることで地位が同質化し、いわゆる地方出身氏族へと変貌していったとする。ただし、そこで彼らが獲得した氏族としての地位の認知は、基本的には平安貴族と直結しない、奈良時代に限定される律令貴族層を意味する奈良貴族と同様のものであったため、結果的には、平安後期には、没落していった点が、地方出身氏族の限界でもあったとしている。これは、『続日本紀』にみる律令貴族層としての地位や氏族秩序があくまで奈良貴族の再編であり、厳密には平安貴族の出発点とは異なっていたとする。そして、平安初期の桓武朝が、一般に律令体制の転機とされるが、氏族秩序のあり方をみるかぎり奈良時代と同質の政治段階であっ

たとする。さらには、奈良時代の地方出身氏族の中で唯一平安貴族としての地位を継承していったのが和気朝臣氏であったこと、そして、『新撰姓氏録』の成立過程を勘案すると、律令体制の転機をむしろ桓武朝ではなく次の嵯峨朝にこそ、求めるべきであるとしている。

### 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、日本史研究においてとかく等閑視されてきた人物伝に関する史料について、律令貴族層に関する伝記的な記述である六国史上の薨卒伝を、綿密な考証と操作によって歴史資料としての特質とその有用性を明らかにしている。これによって、『日本書紀』をはじめとする「六国史」という官撰史書の持つ歴史的意義の一層の解明に寄与している。また、今日に至るまでの古代史研究において、地方氏族層は、常に王権と対峙するという二項対立的な存在であったとする見解が主流であった。それに対して、本論文は地方出身氏族という新たな概念を設定することによって、地方氏族層は、王権と相互補完的な関係のもとに律令体制を担っていたとする。この指摘は本論文の最大の成果である。

さらには、天平末期の地方出身氏族の典型例とした和気清麻呂について、『日本後紀』所載の薨伝の丹念な解析と律令体制のもとでの氏族秩序の特質及び国造制の推移を分析して、清麻呂が地方氏族層の出自であるにも関わらず、宇佐八幡託宣事件での功績をもって功臣として律令貴族層へと変貌していった経過を丹念に論証している。この事により、日本古代史の常識として「忠臣」に終始してきた和気清麻呂像に再検討を加えている。

しかしながら、本論文の課題とすべき点も指摘できる。第一には、事例とした和気清麻呂に関する人物像は、どのような経過を経て吉備地方の地方氏族であった和気氏が在地社会との距離感を希薄化させ律令貴族へと変貌したのかという地域史的な観点からの解析が不十分であったこと。第二には、本論文における地方出身氏族という概念は、古代氏族研究の学術用語として学界に提示することができたが、他の斬新な概念については今後の研究の進捗に期すべき点がある。

以上の課題が残されてはいるが、本論文は王権と地方氏族層との関係についての再検討をせまり、ひいては律令国家体制の歴史的な意義の解明に新たな視点を提示したものとして大いに評価できる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。